

関係者各位

お知らせ

日欧協定及び日英協定適用のホエイ（乳たんぱく質 25%未満） に係る輸入数量に基づく品目別セーフガードの発動について

関税暫定措置法施行令別表第1の40及び54の項に掲げる物品（日欧協定及び日英協定適用のホエイ（乳たんぱく質 25%未満））については、令和6年度の初日から令和6年10月末日までの輸入数量が、関税暫定措置法第7条の8第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間、当該物品について品目別セーフガードが発動されることとなりました。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

記

1. 対象物品及び税率

対象品目	品目コード	関税率	
		発動前	発動後
日欧協定及び日英協定 適用のホエイ（乳たん ぱく質 25%未満）	0404.10-126	14.5%+23.2 円/kg	23.8%+45 円/kg
	0404.10-136		
	0404.10-146		
	0404.10-166		
	0404.10-176		
	0404.10-186		

2. 当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等について

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターHP中のNACCS掲示板をご確認ください。

以上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門
電話番号：078-333-3086